

B. 事業創造、雇用拡大	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ. 税制改革					
③産業再生法の抜本改正産業活力再生特別措置法（産業再生法）の抜本改正を行い、「基本指針」を踏まえて、事業再構築、共同事業再編、経営資源再生等の取組に対し、所要の支援措置を講ずる。これにより、個別企業の事業再構築に加え、企業の壁を越えた業界再編、活用可能な経営資源の早期再生を加速する。	経済産業省	産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。	既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を拡大。	現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。	今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。
ハ. 規制改革					
③産業再生法の抜本改正産業活力再生特別措置法（産業再生法）の抜本改正を行い、「基本指針」を踏まえて、事業再構築、共同事業再編、経営資源再生等の取組に対し、所要の支援措置を講ずる。これにより、個別企業の事業再構築に加え、企業の壁を越えた業界再編、活用可能な経営資源の早期再生を加速する。	経済産業省	産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。	既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を拡大。	現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。	今年度中の法案の成立。新法の的確な運営。

<p>(3) 創業・新規開業の支援等 ・会社設立に係る最低資本金の特例等(新事業創出促進法の改正(臨時国会))。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>新事業創出促進法を改正し、新たに創業する者について、株式会社の場合は1000万円、有限会社の場合は300万円の最低資本金規制の適用を受けない会社設立を認める等の特例を設けた「中小企業挑戦支援法」が155回臨時国会で成立(11月22日)。平成15年2月1日施行。</p>	<p>平成15年2月28日現在で同法の特例措置の申請件数全国では438件また、同制度を利用しての会社の設立(登記完了)数は59件と着実な実績をあげているところ。また、1/1~1/28までの同法の案内のHp (http://www.meti.go.jp/policy/minicap/index.html)へのアクセス件数は約16万2千件(経済産業省全体では46万4千件)と高い注目を集めている。</p>	<p>引き続き同制度の円滑な実施及びPRに努める。</p>	<p>引き続き同制度の円滑な実施及びPRに努める。</p>
<p>・中小企業等投資事業有限責任組合による投資対象の拡大等(中小企業等投資事業有限責任組合法の改正(臨時国会))。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正を行い、中小企業等投資事業有限責任組合(投資ファンド)の投資対象を、従来の株式会社から有限会社や企業組合にも拡大するとともに、同組合の投資事業の範囲について、従来の株式投資に加え、中小企業が営む事業から生ずる収益の分配を受けるための投資(信託受益権取得等のプロジェクトファイナンス)も可能とした。これらにより、新たな事業活動に挑戦する中小企業等のための資金調達方法の多様化を図ることとした。(「中小企業挑戦支援法」が155回臨時国会で11月15日に成立。平成15年12月16日より一部施行。)</p>	<p>平成10年11月の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の施行以降、同法における組合契約の数は着実に増加してきており、平成14年12月末現在の組合契約の登記数は280となっている。また、先の臨時国会において、同法の一部改正を行い、投資事業の拡大を図ったところであり、有限責任組合に対する出資事業を行う中小企業総合事業団に対しては、既に5件の出資要請(相談含む)があり、うち4件が法改正事項を含むものとなっている。以上を踏まえ、投資ファンドの活動はより一層促進されており、今後益々、新事業に挑戦する中小企業への資金供給の円滑化が図られるところである。</p>		

<p>・企業組合における組合員資格要件の緩和(中小企業等協同組合法の改正(臨時国会))。</p>		<p>企業組合制度について、組合員として企業や有限責任組合の参加を認めるとともに、企業組合の行う事業に従事しなければならない組合員の比率(従事比率)については2/3から1/2に、企業組合の行う事業に従事する者のうち組合員の比率(組合員比率)について1/2から1/3に、各々要件緩和を行った。(第155回臨時国会における中小企業等協同組合法の一部改正により措置、平成15年2月1日より施行)</p>	<p>平成13年度の企業組合設立数は81件、14年度(2月25日現在)は106件と増加傾向にある</p>		<p>平成14年度補正予算において企業組合普及・設立のための支援事業(創業・企業経営刷新プラザ)を設立。各地で企業組合の設立支援のためのセミナーや交流会を実施。</p>
--	--	--	--	--	--

<p>4. 潜在需要を喚起する規制改革の加速 (1) 構造改革特区の早期具体化・充実 「構造改革特区推進のためのプログラム（平成14年10月11日）」を受け、特区推進の基本方針、申請・認定等の手続、特区において実施できる規制の特例措置（93項目）等を内容とする「構造改革特別区域法（仮称）」の早期成立を目指す（臨時国会）。また、特区の取組を充実するため、地方公共団体、民間事業者等からの提案を二次募集する（平成15年1月15日まで）。</p>	<p>経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「構造改革特別区域法」において当省分の法律の改正によって実現できる規制の特例措置を整備したところ。また、「構造改革特別区域基本方針」に掲げられた、政令以下の改正により実現できる特例措置については着実な実施ができるよう現在改正作業を行っているところ。 ・全国8カ所の地方経済産業局を活用して自治体等が特区の構想や計画の策定が速やかに行えるように当省所管の規制についての相談体制等の整備を行った。 ・1月15日締切の地方自治体等からの構造改革特区の2次提案については電力関係や保安関係など9項目について特区で対応するとしたところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「構造改革特別区域法」において当省分の法律の改正によって実現できる規制の特例措置を整備したところ。 ・全国8カ所の地方経済産業局を活用して自治体等が特区の構想や計画の策定が速やかに行えるように当省所管の規制についての相談体制等の整備を行った。 ・1月15日締切の地方自治体等からの構造改革特区の2次提案については電力関係や保安関係など9項目について特区で対応するとしたところ。 		<ul style="list-style-type: none"> ・2次提案については引き続き「どうしたら実現できるか」という観点から前向きに取り組む。 ・平成15年4月1日の構造改革特別区域法の施行後は地方自治体が特区の計画や申請をする際に速やかに行えるよう引き続き自治体の相談等に積極的に応じる。
<ul style="list-style-type: none"> ・「構造改革特区推進のためのプログラム」において、全国レベルで実施することとされた項目（111項目）については、「第二次答申」に向けた検討で対応し、それぞれ定められた時期までに措置する。 	<p>経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で対応する事項については、既に中小企業等投資事業有限責任組合（ベンチャーファンド）の投資対象の拡大などについて臨時国会に法案を提出し、着実に実施しているところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国で対応する事項については、既に中小企業等投資事業有限責任組合（ベンチャーファンド）の投資対象の拡大などについて臨時国会に法案を提出し、着実に実施しているところ。 		<ul style="list-style-type: none"> ・全国で対応する事項については、引き続き各々定められた時期までに確実に実施する。

二. 金融システム改革

<p>③産業再生法の抜本改正 産業活力再生特別措置法 (産業再生法)の抜本改正 を行い、「基本指針」を踏 まえて、事業再構築、共同 事業再編、経営資源再生等 の取組に対し、所要の支援 措置を講ずる。これによ り、個別企業の事業再構築 に加え、企業の壁を越えた 業界再編、活用可能な経営 資源の早期再生を加速す る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>産業再生法の抜本改正案を 1月28日に閣議決定し、 国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加 えて新たに3計画の認定制 度を追加。また、税制、政 策金融等の措置、商法の特 例について、支援措置を拡 大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月 末を申請期限としているた め、事業者が計画申請を行 いうる期間に中断が生じな いよう、法案の早期の成立 が必要。</p>	<p>今年度中の法案の成立。新 法の的確な運営。</p>
<p>④日本政策投資銀行による 事業再生・産業再編に係る 支援機能の充実 ・企業再生ファンドへの出 資制度の拡充、再建企業の 資産を買収・承継する第三 者企業に対する融資制度の 充実等を行う。</p>	<p>財務省 金融庁 経済産業省</p>	<p>企業再生ファンドへの出資制 度について、運用の弾力化 (平成14年11月22日)</p>	<p>企業再生ファンドの組成の促 進</p>		<p>①②③ 企業再生ファンドへの出資制 度、DIPファイナンス、産業活 力再生支援融資により、事業 再生・産業再編を支援。</p>
	<p>財務省 経済産業省</p>	<p>再建企業の資産を買収・承継 する第三者企業に対する融資 制度について、融資対象に営 業権等の非設備資金を加える 等の制度拡充(平成14年11月 22日)</p>	<p>事業再生の円滑な進捗</p>		<p>①②③ 企業再生ファンドへの出資制 度、DIPファイナンス、産業活 力再生支援融資により、事業 再生・産業再編を支援。</p>

ホ. その他の制度改革					
④日本政策投資銀行による事業再生・産業再編に係る支援機能の充実 ・企業再生ファンドへの出資制度の拡充、再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度の充実等を行う。	財務省 金融庁 経済産業省	企業再生ファンドへの出資制度について、運用の弾力化(平成14年11月22日)	企業再生ファンドの組成の促進		①②③ 企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。
	財務省 経済産業省	再建企業の資産を買収・承継する第三者企業に対する融資制度について、融資対象に営業権等の非設備資金を加える等の制度拡充(平成14年11月22日)	事業再生の円滑な進捗		①②③ 企業再生ファンドへの出資制度、DIPファイナンス、産業活力再生支援融資により、事業再生・産業再編を支援。
・独創的な技術、アイデア等により新たな事業分野を創造する中小企業者に対する無担保融資制度を創設する(商工中金)。	経済産業省	昨年11月11日より実施。	平成15年2月末の実績として、121件、11億7,500万円の実績。	本制度については、創設から約4ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。	中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。

<p>・産学官連携による研究開発・事業化等の推進 総合科学技術会議は、本年6月、「産学官連携の基本的考え方と推進方策」を決定し、産学官連携の形態別（技術移転、大学発ベンチャー等）、分野別（ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料）の課題と具体的方策、地域科学技術の振興、産学官連携の観点から見た大学改革、人材交流の活性化等の基本的考え方を明らかにした。同推進方策に基づき、産学官連携のための基盤形成・環境整備、企業化につながる研究開発、研究成果の円滑な移転・実用化・事業化の支援などの取組を積極的に推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>産学官連携等による実用化技術開発を支援するため、提案公募事業を実施する（平成14年度補正予算37.6億円、平成15年度予算案194.5億円）。</p>	<p>13年度補正予算では386件、14年度当初予算では331件のプロジェクトを採択し、研究開発を実施中。また、科学技術振興を通じた地域経済活性化を図るため「地域発先端テクノフェア」や「地域発産業創造の時代シンポジウム」において、研究開発の成果である新技術・新製品の展示、地域におけるクラスター形成に向けた取組の紹介、実務セミナーなどが開催された。</p>	<p>・研究開発終了後の事業化成功率を向上させるための支援策・支援体制を拡充する。 ・地域ポテンシャルを活用した実用化技術開発ニーズに対応するため、実用化技術開発の支援策を拡充する。</p>	<p>①実用化技術開発による成功事例集を作成する。 ②実用化技術開発支援策による経済効果を測定する。 ③研究開発成果の事業化の促進を図るためのフェアや、クラスター形成に資する先進的な取組を紹介するシンポジウムを開催する。</p>
		<p>民間企業と大学等が連携して行い、経済即効性の高い研究開発に対して重点的な投資を行うとともに産学官連携による研究成果の実用化・事業化の支援、産学官連携の研究開発を支える拠点整備を推進することで、創業・新規開業を促進する。（平成14年度補正予算額・662.7億円）</p>	<p>・研究開発成果が迅速に事業化に結びつき、産業競争力強化に直結するような経済活性化の研究開発プロジェクト（フォーカス21）の前倒し実施等新規事業創出のための環境整備及び研究開発を執行中。 ・平成15年度2月時点で31の承認TLOを設置。 ・大学発ベンチャー企業数は平成14年度8月末時点で424社（筑波大学調べ）。</p>	<p>・引き続き、経済即効性の高い研究開発に対する重点的な投資 ・大学研究成果の移転を行うTLOに対する支援の充実や大学発ベンチャーを担う起業家・経営人材の育成等。 ・地域における産学官連携による事業化に直結する実用化技術開発の促進</p>	<p>左記課題を解決することを念頭に、引き続き、産学官連携のための基盤形成・環境整備、企業化につながる研究開発、研究成果の円滑な移転・実用化・事業化の支援などの取組みを着実に推進する。</p>

<p>(2) セーフティ・ネット 貸付・保証の拡充 ①政策金融の活用 ・貸し渋り無担保融資制度の限度額を引き上げる(商工中金)。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>昨年11月11日より、貸付限度額を3千万円から5千万円に引き上げを実施。</p>	<p>平成15年2月末の実績として、2万3千件、1,470億円。</p>	<p>本制度については、制度改善から約4ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>
<p>・私的整理ガイドラインに沿って整理を行う者を事業再生支援融資制度(DIPファイナンス)の対象事業者に追加する(中小公庫・商工中金・沖縄公庫)。貸付債権がRCCに譲渡された中小企業者のうち、再生可能な者に対し融資を行う制度を創設する(中小公庫・商工中金・沖縄公庫)。中小公庫、商工中金、信用保証協会連合会、預金保険機構、RCC、金融庁、経済産業省等による再生可能な中小企業に対するファイナンス確保のための協議会を設置する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>DIPファイナンスについては、平成14年11月11日、29日に私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者、RCCに貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能な者を対象事業者に追加。また、同年12月の「改革加速プログラム」を踏まえ、15年2月3日より金利引き下げと担保徴求免除特例の拡充措置を行った。協議会については、平成11月22日に第一回協議会を開催し、本年1月16日に第二回協議会を開催した。</p>	<p>平成15年2月末の実績として、DIPファイナンスは55件、44億3,200万円。</p>	<p>本制度については、制度改善から約4ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。また、協議会においても関係省庁等と今後も密接な連携をとっていく。</p>	<p>DIPファイナンスについては、中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。協議会については、3月中に第三回協議会を開催する予定。</p>
<p>・「貸し渋り・貸し剥し特別相談窓口」の設置(中小公庫・国民生活公庫・商工中金・沖縄公庫)。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>昨年11月5日に、中小公庫・商工中金の全店に窓口を設置。</p>	<p>平成15年2月28日現在の実績として、商工中金約190件、約61億円。中小公庫においては、約1,500件、約1千億円。</p>	<p>本相談窓口において、中小企業者の切実なニーズに対応するべく、機動的な体制を整備することが課題。</p>	<p>今後においても、各機関の支店の窓口において、親身できめ細やかな対応をするよう、徹底する。</p>

<p>②信用保証の拡充 ・新たに以下の中小企業者を信用保証制度の対象に追加し、セーフティ・ネット保証の拡充を行う(中小企業信用保険法の改正(臨時国会))。 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している中小企業者。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>対象事業者の拡充を行ったセーフティネット保証については、昨年12月16日より施行。</p>	<p>平成15年3月7日現在の実績として、7号保証(金融機関の経営合理化に伴う保証)については、6,130件、1,182億円、8号保証(RCCへの貸付債権の譲渡に伴う保証)については、6件、1億2千万円。</p>	<p>本制度については、創設から約3ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>
<p>貸付債権がRCCに譲渡された中小企業者のうち再生可能な者。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>対象事業者の拡充を行ったセーフティネット保証については、昨年12月16日より施行。</p>	<p>平成15年3月7日現在の実績として、7号保証(金融機関の経営合理化に伴う保証)については、6,130件、1,182億円、8号保証(RCCへの貸付債権の譲渡に伴う保証)については、6件、1億2千万円。</p>	<p>本制度については、創設から約3ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>
<p>・法的再建手続に入り、再生計画が認可された中小企業者等に対する事業再生保証制度(DIP保証)の創設(中小企業信用保険法の改正(臨時国会))。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>事業再生保証(DIP保証)については、昨年12月16日より施行。</p>	<p>制度の説明のリーフレットを配布する等、中小企業者の制度への認知が深まっている。</p>	<p>本制度については、創設から約3ヶ月が経ったが、本制度を一層推進するため、更なる利用促進活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>

<p>・譲渡禁止特約解除の推進、手続の簡素化や制度の弾力的な運用により、売掛債権担保融資制度の一層の普及を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>14年11月11日より、契約締結時から借入れが可能となるよう、制度の改善を実施。また、15年2月10日より保証料率を1%から0.85%に引き下げ。</p>	<p>平成15年3月7日現在の実績は、保証承諾件数5,518件、融資実行額2,523億円（平成14年10月末においては、3,382件、1,390億円の実績）。</p>	<p>本制度創設から約一年経ち、累次の制度改善を行ってきたが、本制度を一層推進するため、更なる普及広報活動が課題。</p>	<p>中長期的な取り組みとして、制度の着実な実施を図るとともに、一層の普及広報活動などを推進する。</p>
<p>(3) 下請中小企業者に対する配慮 厳しい金融経済情勢の下、親事業者等に対し、下請代金支払遅延等防止法の遵守を徹底すること等により、下請中小企業者の取引の適正化を図る。</p>	<p>公正取引委員会 経済産業省</p>	<p>1. 平成14年11月から以下の施策を柱とした「緊急下請取引適正化対策」を実施している。 ① 特別立入検査等の実施 ② 親事業者等に対する下請代金支払遅延等防止法の周知徹底 ③ 苦情・相談の特別窓口の設置 2. 「緊急下請取引適正化対策」の一環として11月29日付けで経済産業大臣、公正取引委員会委員長連名の通達「下請取引の適正化について」等を企業及び業界団体に対して発出した。</p>	<p>以下の対策を着実に実施。 1. 「緊急下請取引適正化対策」 ① 特別立入検査によって、下請代金法上の違反行為に対して所要の改善指導を実施した。 ② 業界団体に対して下請代金法の周知徹底を図った。 ③ 相談窓口への取引に関する相談については、相談員によるアドバイス等事案に応じた対応を行った。 2. 親事業者約8,900社、関係事業者団体約360団体に対して、下請代金法の遵守等を要請する通達を発出した。</p>		<p>平成15年度以降も引き続き下請取引の適正化を図るため、下請代金法に基づき、書面調査や親事業者への立入検査等によって事態の把握に努めることとする。</p>